

寝屋川市地域協働推進プラン

寝 屋 川 市

～はじめに～

本市では、市民がまちづくりの主役であるという「みんなのまち基本条例」の理念に基づいてまちづくりを進めており、さまざまな地域団体がまちづくりの核となってコミュニティ活動を担っていただくなど、市民の皆様との信頼関係を深めながら協働の基盤を築いてまいりました。

本市が、これからも人口減少・少子高齢社会の進行などの時代の変化や、多様化・複雑化する市民ニーズに迅速かつ的確に対応し、持続的に発展していくためには、行政はもとより、市民・地域・団体・事業者の皆様方の力を結集し、その力を発揮し合いながら、共に助け合い、共に発展する地域をつくっていくことが大切だと考えております。

本プランは、本市における「地域協働の推進」に関する考え方を示すとともに、地域の視点で地域主導のまちづくりを進めるための仕組みづくりや市民の皆様と共に地域づくりに参画する職員の育成など、「市民が主役のまちづくり」を実現するための具体的な取組を示したものです。

今後は、本プランに基づき、地域協働協議会の設立や地域協働交付金の創設、地域担当職員制度の導入など、「地域協働」の確立、推進に全力を傾注してまいり所存でございますので、市民の皆様には、なお一層のご支援、ご協力をお願い申し上げます。

最後になりましたが、本プランの策定にあたりまして、多大なご尽力をいただきました寝屋川市地域協働検討会議委員をはじめ、貴重なご意見、ご協力をいただきました多くの市民の皆様にご心から厚くお礼申し上げます。

平成 25 年 3 月

寝屋川市長 馬場 好弘

目次

第1章 プラン策定の背景と基本的な考え方

- 1. プラン策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 2. プラン推進期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 3. 地域協働の目指す姿・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

第2章 地域協働組織のあり方

- 1. 地域協働組織とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
 - (1)地域協働協議会の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
 - (2)地域協働協議会の役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
 - (3)地域協働協議会の設立・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
 - (4)地域協働協議会の設立要件・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
 - (5)設立単位・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
 - (6)構成団体と構成員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
 - (7)組織運営・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

第3章 地域協働の実現に向けた取組

- 1. 発展段階に応じた取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
 - (1)地域説明会の開催・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
 - (2)設立準備会の発足・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
 - (3)総会と地域協働協議会設立・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
 - (4)事業計画や予算案の策定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
 - (5)事業・活動の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- 2. 具体的な取組例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
 - (1)設立準備期の取組例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
 - (2)設立当初期の取組例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
 - (3)活動初動期の取組例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11

第4章 地域協働の推進に向けた行政の取組

1. 地域課題の解決に向けた交付金制度の創設	13
(1) 設立準備交付金の創設	13
(2) 初動期交付金の創設	13
(3) 基礎交付金の創設	13
2. 地域担当職員制度の導入	15
(1) 地域担当職員の役割	15
(2) 配置方法	16
(3) 配置時期	17
(4) 育成研修	17
3. 地域協働推進組織の設置	19
(1) 機能と役割	19
(2) 事務局機能	19
4. 活動拠点の整備	20
(1) 多用途に活用できる開かれた場所の創出	20
(2) 管理と運営	20

第1章 プラン策定の背景と基本的な考え方

1. プラン策定の趣旨

寝屋川市では、平成23年4月から「第五次寝屋川市総合計画」に基づくまちづくりを進めており、まちづくりの大綱の柱の1つに「市民が主役のまちづくり」を掲げています。

そして、前期基本計画（平成23年度から平成27年度までの5ヵ年計画）では、施策の1つとして「コミュニティづくりと協働を推進する」こととしています。

その具体的な取組は、地域ニーズに応じたサービスを持続的、効率的、総合的に提供するために、地域のさまざまな団体等が協働して地域課題の解決に取り組むしくみづくり、いわゆる「地域協働の推進」を全庁的な取り組みとして位置づけ、進めていくことです。

「寝屋川市地域協働推進プラン」は、これらの上位計画や自治の基本的な理念と原則を定めた「寝屋川市みんなのまち基本条例」に基づき、本市における「地域協働の推進」に関する考え方を示すとともに、「市民が主役のまちづくり」を実現するために必要な実効性のある具体的な取組を示しています。

2. プラン推進期間

本プランでは、地域協働組織の設立準備段階から定着段階までの取組を示すものとし、推進期間は第五次総合計画前期基本計画の最終年度に合わせ、プラン策定時から平成27年度までの概ね3ヵ年とします。

		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H32
第五次 総合計画	基本構想	→						
	基本計画	前期 →					後期 →	
地域協働推進プラン			→					

3. 地域協働の目指す姿

これまで寝屋川市では市民の強い自治意識に支えられ、さまざまな地域団体がまちづくりの核となってコミュニティ活動を担ってきました。

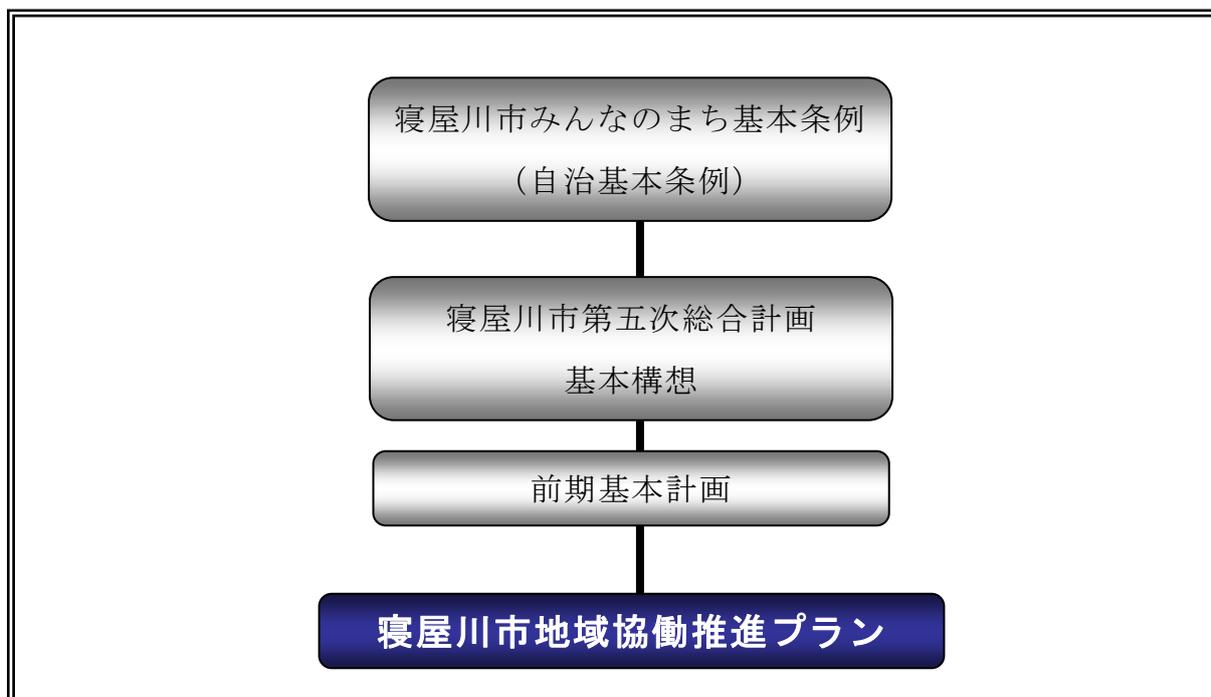
しかし、人口減少・少子高齢の進行や複雑・多様化する市民ニーズ、地域の連帯感が変化する中で、次世代に誇れる住みよいまちを引き継いでいくためには、地域の力を結集し地域課題を地域で解決できる「地域協働」の取組が不可欠です。

「地域協働」を進めていくことで、地域内の連携・協力がより一層進み、単独では解決できなかった地域課題に取り組むことができると同時に、地域でのつながりが生まれ、ともに支えあう活力ある地域づくりが可能になります。

また行政では、より詳細な地域の実情や課題を把握することができ、行政が行う施策や事業を市民の視点できめ細やかに立案・実施することが可能になります。

地域住民が自発的に地域課題を発見・共有し解決していくことと、行政が的確に市民ニーズを把握し効果的な行政運営を行うことにより、真の「市民が主役のまちづくり」を実現していくことを目指します。

「寝屋川市地域協働推進プラン」の位置づけ



第2章 地域協働組織のあり方

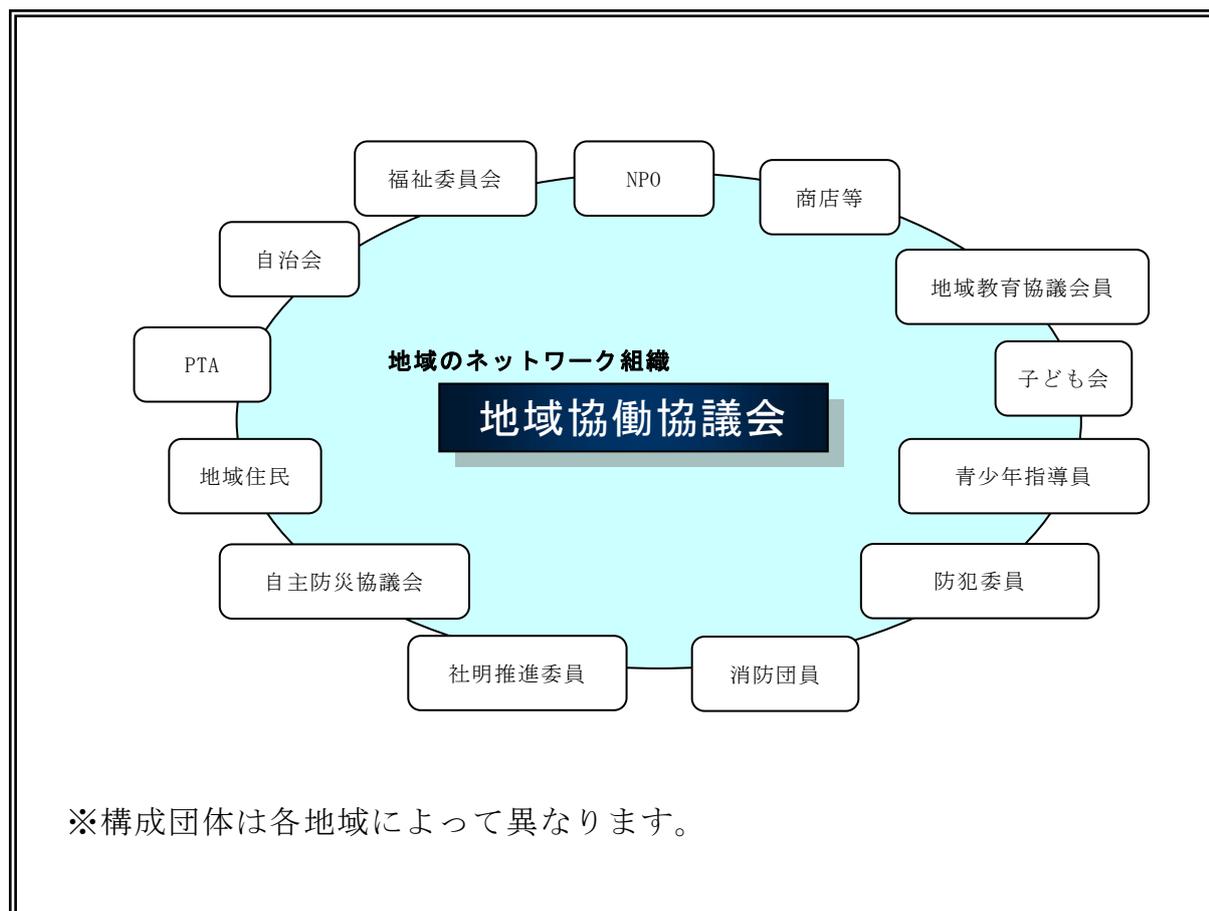
1. 地域協働組織とは

「地域協働組織」とは、一定のまとまりがある地域でのコミュニティ活動の一層の推進や、地域課題の解決に取り組むため、地域団体や住民が自発的に組織し活動していく、地域による地域のためのネットワーク型組織です。

寝屋川市においては、地域に組織される協働体を「地域協働協議会」と総称しますが、それぞれの地域での名称は「〇〇小学校区地域協働協議会」や「〇〇小学校区地域づくり委員会」、「〇〇小学校区みんなのまち協議会」など、地域で独自に決定するものとします。

「地域協働協議会」のイメージは図1のとおりです。

図1 地域協働協議会イメージ図



(1) 地域協働協議会の目的

これまで縦割りで個別に活動していた地域団体がつながり、それぞれの活動を尊重しつつネットワーク化することで、地域力が高まり単独で解決できなかった課題の解決が可能になります。そこに多様な地域住民が参画することで、さらに地域の活性化にもつながっていきます。

行政主導型のまちづくりから、地域のことは地域で決めて実行していく、地域の視点で地域主導型のまちづくりを実現することを目的としています。

(2) 地域協働協議会の役割

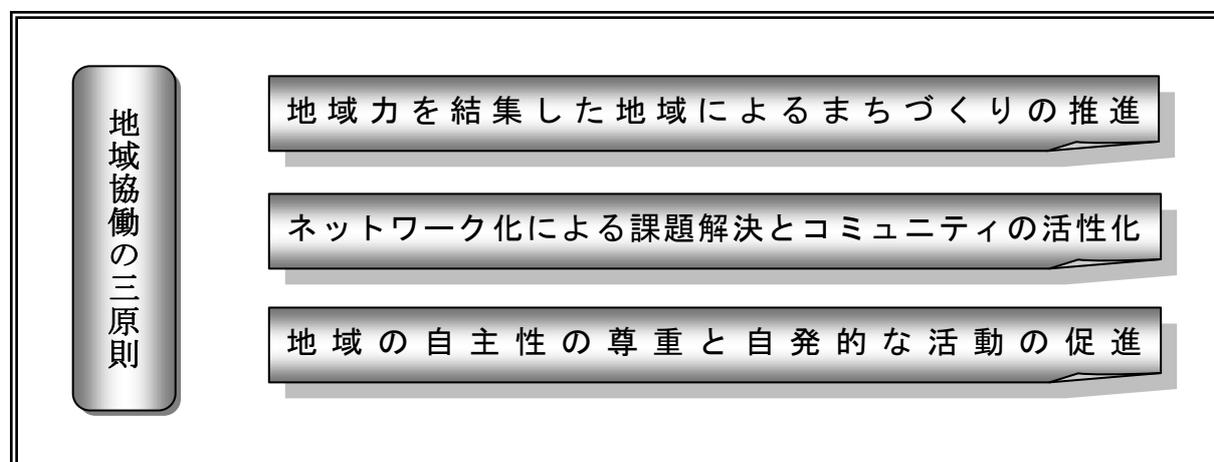
地域協働協議会は、それぞれの地域の特性を活かしたまちづくりを行うとともに、地域ごとに異なる課題の解決など、地域ニーズに応じたきめ細やかまちづくりを担います。

また、地域のさまざまな団体のネットワーク化などにより、地域コミュニティを総合的に活性化していく役割を担います。

(3) 地域協働協議会の設立

地域協働協議会は、地域団体や住民の意思によって設立することが重要であり、行政が設立を強制や指導するものではなく、既存の地域団体を強制的に整理統合し新たな組織を設立するものでもありません。

地域協働協議会の設立は、地域団体や住民が自主的かつ自発的に設立することを原則とします。



(4) 地域協働協議会の設立要件

地域協働協議会の主な設立要件は次の6点とします。

- ◆設立単位ごとに1団体であること
- ◆主要な地域団体が参画していること 但し、自治会の参画は必須とします。
- ◆地域団体や住民の意思による自由な参画を保障していること
- ◆公平かつ民主的なルールに基づき運営されていること
- ◆地域に開かれた透明性の高い情報公開がされていること
- ◆政治活動や宗教活動を行わないこと

(5) 設立単位

寝屋川市における地域協働協議会の設立単位は小学校区単位とします。

小学校区の範囲は、地域住民にもっとも近い組織である自治会がまとまって活動する際にもっとも効果的な範囲であり、お互いの顔が見え、地域課題を共有できる適正な範囲でもあります。

(6) 構成団体と構成員

地域協働協議会は自治会の参画を必須としますが、地域協働協議会ごとに独自に構成団体を決定することとします。

その構成団体は、校区福祉委員会、自主防災協議会や幼稚園・小学校 PTA など、地域内で活動する団体を対象とします。

また、NPO 団体や地元企業や商店、サークル団体なども対象とします。

なお、地域協働協議会の構成員の対象はすべての地域住民とし、個人単位で地域協働協議会に参画できるものとします。

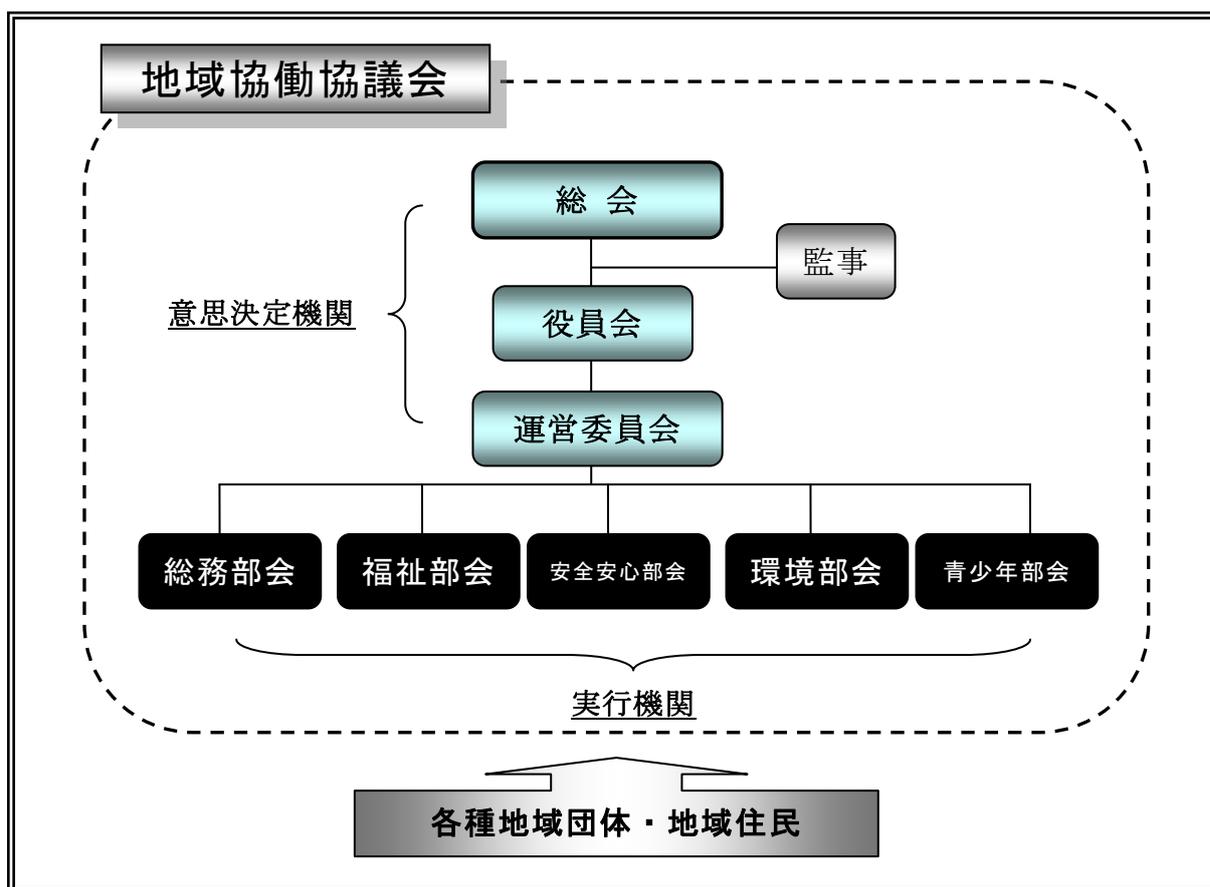
(7) 組織運営

地域協働協議会は、公平かつ民主的で、地域に開かれた透明性ある組織運営が必要なため、意思決定機関として役員会・運営委員会・総会等を、実行機関として地域課題に応じた活動部会を設置することを原則とします。

組織運営の体制はこの原則に従い、それぞれの地域協働協議会でもっとも効果的に運営できる形態と、明瞭な機関名称を独自に決定することとします。

組織運営の体制例のイメージは図2のとおりです。

図2 地域協働協議会の組織運営の体制（例）イメージ図



第3章 地域協働の実現に向けた取組

1. 発展段階に応じた取組

地域協働協議会は、適切な手順で取り組むことが必要です。

図3に示している、「地域協働協議会設立前後の一般的な流れ」のイメージ図に沿って進めます。

(1) 地域説明会の開催

寝屋川市が開催する小学校区ごとの地域説明会に、地域団体や住民が積極的に参加し、地域協働への意識醸成を行政とともに進めます。

(2) 設立準備会の発足

参画を必須とする自治会を中心に広く地域団体や住民に参画を促し、地域協働協議会設立に向けた設立準備会を立ち上げ、地域協働協議会設立後の核となる組織体制の形成を進めます。

(3) 総会と地域協働協議会設立

地域団体や住民による民主的な設立総会を開催し、地域の総意に基づき地域協働協議会を設立します。総会への新たな地域団体や住民の参画を促進し、組織体制の強化を図ります。

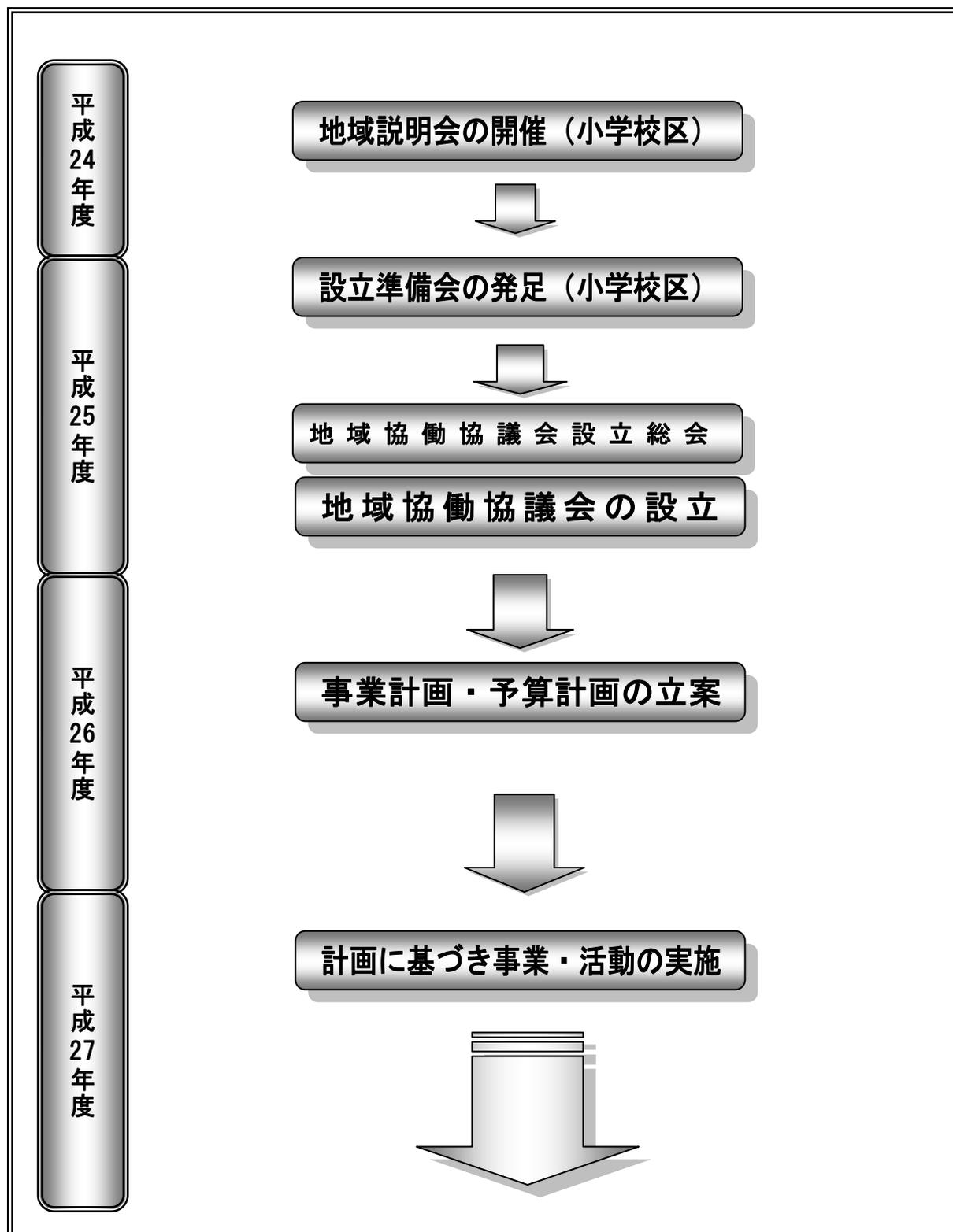
(4) 事業計画や予算案の策定

地域課題を発見・集約・共有し、その解決策を企画立案するなど、地域協働協議会が行う活動を具体化し、事業計画や予算案を策定します。

(5) 事業・活動の実施

計画や予算に基づき効果的に事業や活動を実施するとともに、地域団体や住民に情報提供を行うことで、新たな人材の参画促進を図ります。

図3 地域協働協議会設立前後の一般的な流れ



2. 具体的な取組例

地域協働協議会が自主的かつ実効性のある活動を行うためには、さまざまな取組を効果的に実施していく必要があります。

また、地域協働協議会の活動を進化させていくため、実施結果を検証し実施回数や組み合わせを工夫することなどがが必要です。

(1) 設立準備期の取組例

地域協働協議会の設立に向けて、地域協働に関する機運を高めるとともに、地域団体間のネットワーク化を進める必要があります。

地域説明会への参加のほか、地域団体や住民に広く呼びかけ地域円卓会議（ラウンドテーブル）を開催することや、ホームページによる情報発信など、地域での意識共有と設立への合意形成を進めます。

(2) 設立初動期の取組例

地域課題を的確に把握し集約するため、地域を知り、地域の声を広く聞くことと、地域課題の具体的な解決策を立案し実行するため、抽出した地域課題の優先順位や実施方法などを決定する必要があります。

地域の実情に関する資料を作成し、広く地域住民に周知するとともに、アンケート調査を実施するなど、地域課題を的確に把握・集約します。

その結果を尊重し、民主的で開かれた会議等（役員会や運営委員会）で十分な議論を行い、地域課題の優先順位や解決策を立案し決定します。

その際、地域情報誌による情報提供や議事録を公開するなど、意思決定過程を広く地域住民に周知することが重要です。

(3) 活動初動期の取組例

地域課題の解決に向けた活動を自主的かつ効果的に実施するとともに、地域住民の交流親睦行事など、地域活動に参加するきっかけづくりも重要です。

引き続き情報発信と議論や意見交換を行い、民主的な運営と組織体制の強化を進めます。

地域の具体的な取り組み例

	【地域の取組】	【目的・効果】
設立準備期	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域説明会への参加 ● 地域円卓会議の開催 (ラウンドテーブル) ● 地域へのチラシの回覧 ● ホームページの作成 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域協働への機運向上 ○ 地域内ネットワークの構築 ○ 情報共有と交流促進 ○ 設立への合意形成 ○ 地域住民の認知度の向上 ○ 情報の発信
設立初動期	<ul style="list-style-type: none"> ● まち歩きの実施 (タウンウォッチング) ● ワークショップの開催 ● 住民アンケートの実施 ● 運営委員会等の開催 ● 地域情報誌の発行 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域の現状や課題の抽出 ○ 地域課題の集約と整理 ○ きめ細やかな課題把握 ○ 民主的に解決策等を決定 ○ 意思決定過程の公開
活動初動期	<ul style="list-style-type: none"> ● 課題解決活動の実施 ● 運営委員会等の定例開催 ● 地域親睦事業の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域協働による住みよいまちづくりの実現 ○ 事業計画等の進行管理 ○ 新たな活動の企画立案 ○ コミュニティの活性化 ○ 新たな人材の発見と確保

第4章 地域協働の推進に向けた行政の取組

1. 地域課題の解決に向けた交付金制度の創設

地域の特性を活かしたまちづくりや、地域課題解決のための活動のほか、地域コミュニティの更なる活性化など、地域協働事業に要する経費に対して、新たに「寝屋川市地域協働交付金」を創設します。

具体的な交付額や事務手続きは要綱等で定めますが、制度創設の趣旨からできる限り事務手続きを簡素化し、地域協働協議会への事務的な負担軽減を図ります。

ただし、地域協働協議会からの申請に基づき交付し、年度終了後には事業報告及び決算報告等を義務付けることとします。

(1) 設立準備交付金の創設（平成 25 年度～）

地域協働協議会の設立準備段階に交付するもので、設立準備会等の事務局や会議の運営経費に活用できます。設立準備交付金の交付額は定額とし、設立準備段階において1団体に1回限りの交付とします。

(2) 初動期交付金の創設（平成 25 年度～）

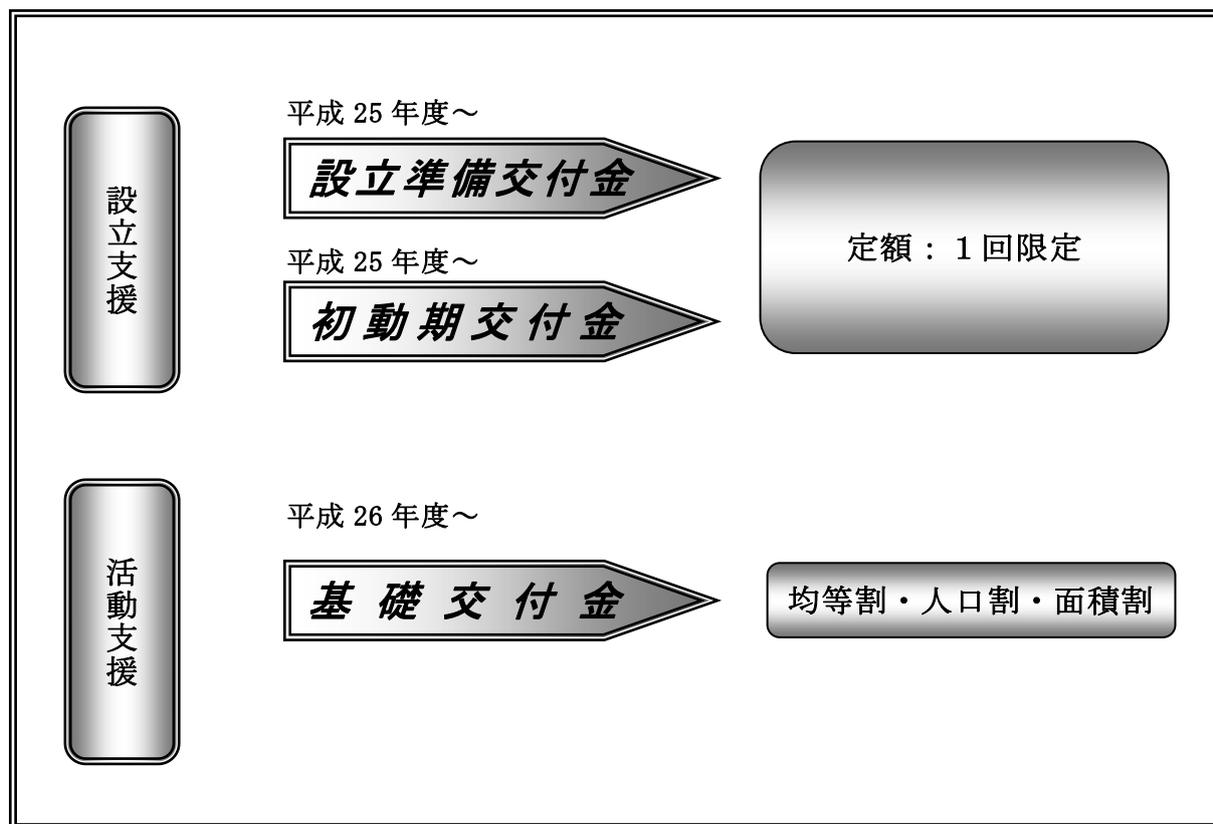
地域協働協議会の設立初動期に交付するもので、設立当初に行う地域課題の把握と集約等の活動に活用できます。初動期交付金の交付額は定額とし、設立当初において1団体に1回限りの交付とします。

(3) 基礎交付金の創設（平成 26 年度～）

地域協働協議会の設立後に交付するもので、地域課題解決のための活動や地域コミュニティを活性化するための事業等に活用できます。基礎交付金の交付額算定方法は均等割・人口割・面積割によることとします。

地域協働交付金制度の体系図は図4のとおりです。

図4 地域協働交付金制度の体系図



2. 地域担当職員制度の導入

地域協働協議会の設立準備段階から、「地域担当職員」を配置し、全庁的に地域協働を地域とともに実践していく体制を構築します。

地域担当職員は、公務としてその役割を果たし、地域から学び、地域とともに活動する強い意識を持って職務に従事することを原則とします。

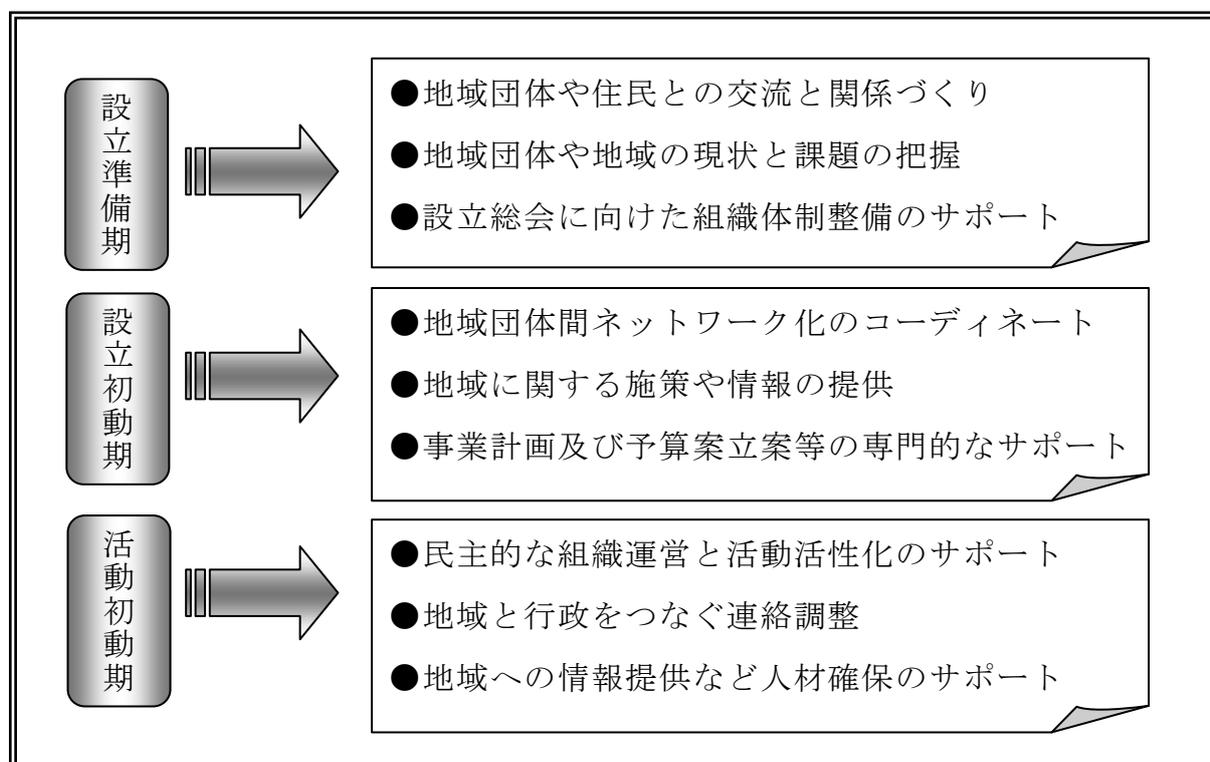
また、地域担当職員として地域とともに成長することにより、協働のまちづくりを担います。

(1) 地域担当職員の役割

地域担当職員は積極的に地域団体や住民との交流を図り、地域の現状と課題を的確に把握するとともに、地域に関する施策や情報を正確に提供するなどの役割を担います。

さらに、地域協働協議会の活動を総合的に支援し、地域のグランドデザインを地域協働協議会とともに考え、ともに取り組んでいく役割を担います。

地域担当職員の具体的な役割

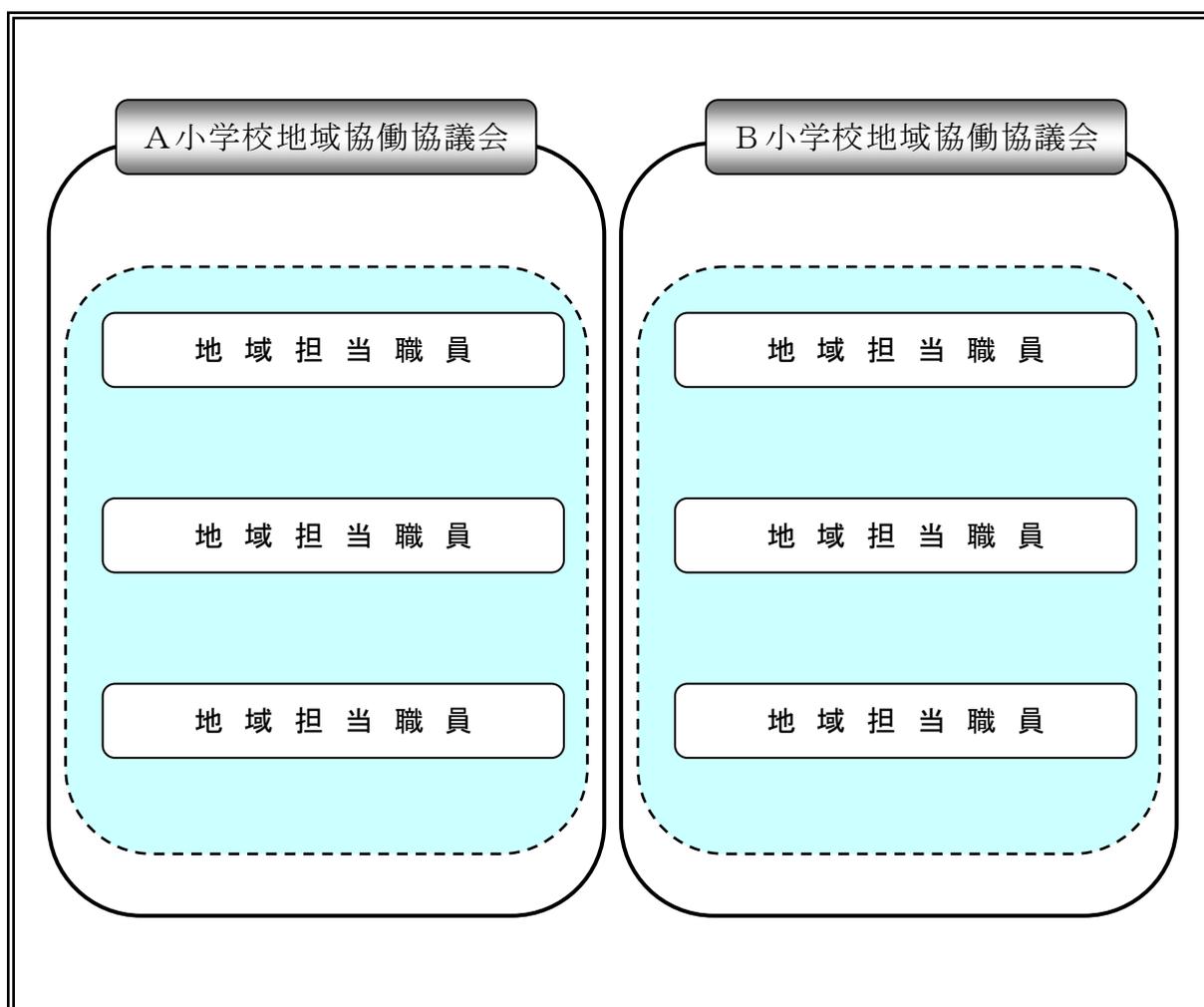


(2) 配置方法

本プランの推進期間においては、地域協働の推進を全庁的な取組と位置づけていることから、小学校区ごとに設置される地域協働協議会には、それぞれ3名を地域担当職員として配置します。

地域担当職員配置のイメージは図5のとおりです。

図5 地域担当職員配置イメージ図



(3) 配置時期

地域担当職員は、地域に設立準備会が発足すると同時に、順次配置していきま
す。

地域協働協議会設立前の早い段階から地域の中で活動することで、地域団体や
住民との交流が深まり、長期的かつ良好な地域との関係を築くことができます。

なお、設立準備会が発足されるまでは、地域協働所管課の職員が地域団体や住
民とともに活動を進め、地域担当職員へとつないでいきます。

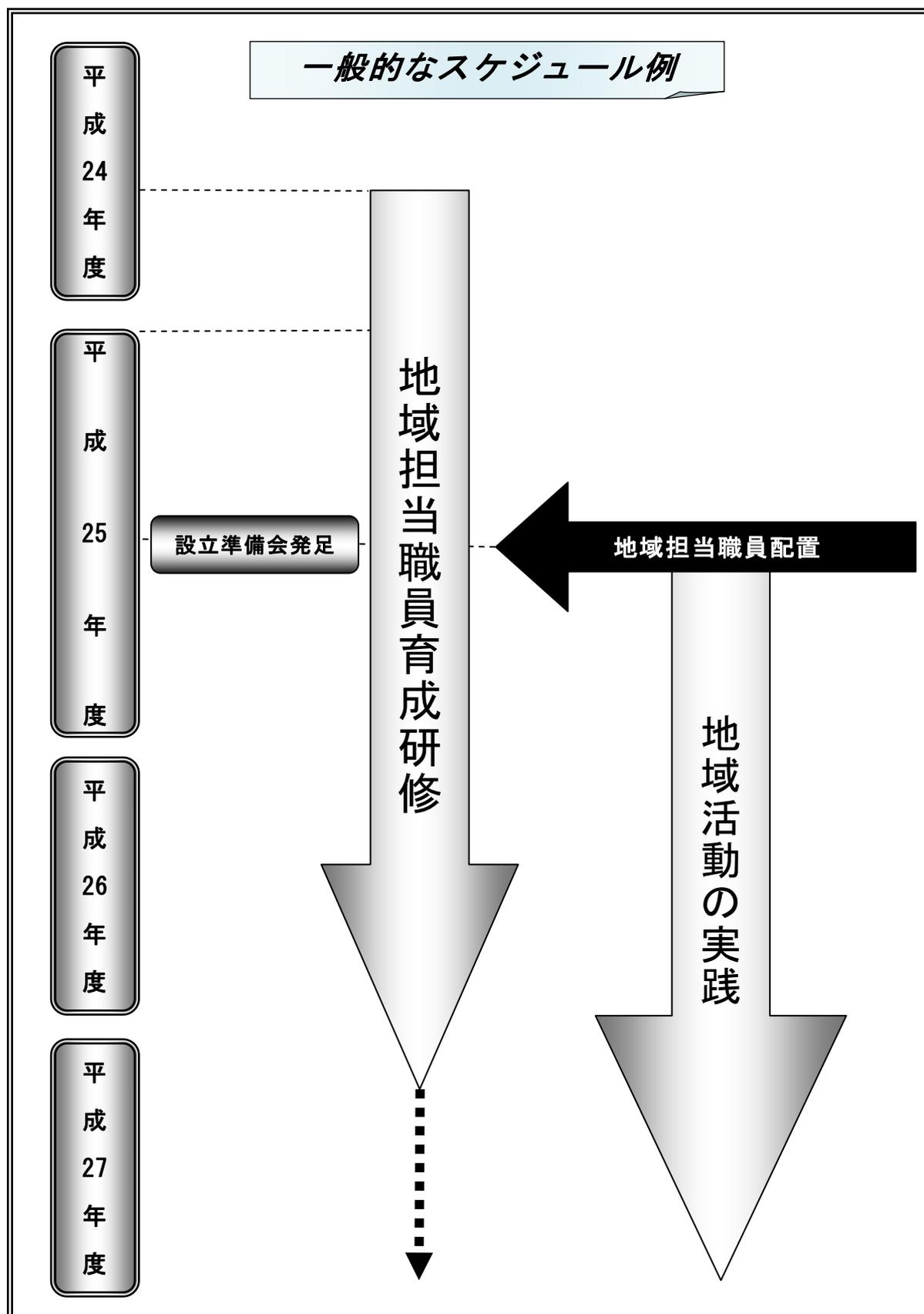
(4) 育成研修

地域担当職員には、行政全般に関する知識や従来の施策執行能力だけでなく、
コミュニケーション能力やファシリテーション能力、プレゼンテーション能力な
ど、専門的かつ総合的な能力が求められます。

そのため、専門性と実効性の高い育成研修を継続的に実施し、職員の意識改革
と能力開発及び資質向上を図るなど、地域担当職員としての役割を担うことの
できる人材を育成します。

地域担当職員の配置スケジュールは図6のとおりです。

図6 地域担当職員の配置スケジュール



3. 地域協働推進組織の設置

寝屋川市全域の地域情報や課題を共有し、全部局が連携して地域協働の推進を図るため、庁内の横断的な組織を設置します。

個性ある地域協働協議会の活動内容や先駆的な取組内容等を共有し、地域担当職員としての活動等に活かすとともに、地域の視点に立った施策立案等を進めます。

(1) 機能と役割

地域協働推進組織は、地域担当職員全員で構成し、地域協働協議会ごとの進捗状況や課題を共有します。また、寝屋川市全域の地域協働の推進に関する進行管理を行うとともに、全市的な課題整理の結果や今後の地域協働の進め方などを議論・検討し市長へ報告します。

(2) 事務局機能

地域協働推進組織の事務局を地域協働所管課に設置します。

事務局は、事務局機能のほか、地域担当職員からの日常的な相談窓口や専門的な支援を行う機能を果たします。

4. 活動拠点の整備

地域協働協議会の活動を活性化するとともに、組織運営を充実・強化していくため、その活動拠点となる施設整備が必要です。

地域協働協議会の設立単位が小学校区であるため、小学校をはじめとする地域の公共施設や地区集会所のほか、民間施設の活用なども含め、地域の実情に応じて広く検討を行うなど、地域とともに整備を進めていきます。

(1) 多用途に活用できる開かれた場所の創出

地域協働協議会の活動拠点は、会議や集会等の用途のほか、多用途に活用することができる空間として整備を進めることとします。

また、活動や交流をさらに促進していくため、特定の地域団体や住民だけが利用できるのではなく、できる限り地域に開かれた、地域人材と地域情報の拠点としての場所を創出することを目指します。

(2) 管理と運営

活動拠点は地域協働協議会が責任を持って適正に管理するとともに、自主的に運営し有効活用に努めることとします。

なお、公共施設や民間施設を活動拠点とする場合も、地域協働協議会が責任と自主性を持って管理運営することとします。